

エコワット（簡易型電力量表示器）貸出 実施要領

平成23年7月15日決裁

平成31年3月29日改正

（目的）

第1条 岐阜市内の家庭にエコワット（簡易型電力量表示器）（以下「エコワット」という。）を貸し出すことにより、電化製品の消費電力や二酸化炭素排出量等を見える化し、一人ひとりの継続的な省エネルギー活動の促進と二酸化炭素の削減を図ることを目的とする。

（事業実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、岐阜市地球温暖化対策推進委員会規約（平成23年4月1日施行）に定める岐阜市地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）とする。

（貸出器材）

第3条 この事業で貸し出す器材は、推進委員会が所有するエコワットT3T-R2及び付属説明書（以下「エコワット等」という。）とする。

（貸出の対象者）

第4条 エコワット等を貸し出す対象者は、岐阜市内に在住する個人又は岐阜市内で活動する団体とする。

（貸出数量）

第5条 貸出できるエコワット等の数量は、次に掲げるいずれかとする。ただし、特別な事由があると推進委員会が認めたときは、この限りでない。

（1）岐阜市内に在住する個人

一人一回あたり5個までとする。

（2）岐阜市内で活動する団体

一団体一回あたり100個までとする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、特別な事由があると推進委員会が認めたときは、この限りでない。

（使用料）

第7条 エコワット等の使用料は、無料とする。

（申請手続）

第8条 エコワット等の貸出を希望する者は、エコワット借用申込書（様式第1号）を推進委員会に提出することとし、目的に合致する場合はエコワット等の貸出を承諾するものとする。

（エコワット等の受け渡し）

第9条 エコワット等の受け渡しは、原則として推進委員会事務局（岐阜市役所低炭素・資源循環課内）において行うものとする。なお、エコワット等の貸出を希望する者は、エコワット等の受け渡し時に、運転免許証、パスポート、健康保険証など、本人確認ができる書類を推進委員会に提示することとする。

(貸出の優先順位)

第10条 エコワット等の貸出を希望する日程が、複数の個人、団体に重複した場合は、推進委員会がエコワット借用申込書(様式第1号)を受領した日の早いものから優先するものとする。

(貸出の不承諾条件)

第11条 次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、エコワット等の貸出の承諾をしない。

- (1) 営利を目的とするものであるとき
- (2) その他、推進委員会が貸出を不相当と認めるとき

(エコワットの使用について)

第12条 エコワット等の貸出を受けた者(以下「使用者」という。)は、付属説明書の記載内容(安全上の注意、使用方法、使用上の注意等)をよく読んで、細心の注意を払って使用することとする。

(貸出後の使用制限等)

第13条 推進委員会は、エコワット等の貸出後、次に掲げるいずれかに該当するとき、エコワットの使用を制限し、若しくは使用を中止させるものとする。なお、使用者がエコワットの使用を制限又は使用を中止されたことにより生じた各種損害について、推進委員会は一切の責任を負わない。

- (1) この要領に違反したとき
- (2) 使用の目的又は条件に違反したとき
- (3) 故障により使用することができなくなったとき
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき
- (5) その他、推進委員会が使用を不相当と認めるとき

(推進委員会の責任)

第14条 エコワットの使用により生じた各種損害について、推進委員会は一切の責任を負わない。

(亡失・損傷・故障時の対応)

第15条 使用者は、エコワット等が亡失・故障したときは、直ちにエコワット等亡失・故障報告書(様式第2号)を推進委員会に提出しなければならない。

(返却について)

第16条 使用者は、エコワット借用申込書(様式第1号)に記入した返却予定日までに、貸出しを受けたエコワット等をすべて推進委員会事務局(岐阜市役所低炭素・資源循環課内)に返却することとする。

(転貸の禁止)

第17条 使用者は、貸出しを受けたエコワット等を第三者に転貸をしてはならない。ただし、特別な事由があると推進委員会が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第18条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

エコワット借用申込書

申込み日	平成 年 月 日
借用開始希望日	平成 年 月 日
返却予定日	平成 年 月 日
借用希望数	台
使用目的	1. 夏休み自由研究 2. 環境学習 3. 節電対策 4. その他 ()
使用人数	名

〔個人での申込み〕

申込者 氏名		
申込者 住所		
TEL・FAX	TEL ()	FAX ()
Eメールアドレス		

〔団体での申込み〕

団体名		
団体 住所		
代表者（申込者）氏名		
代表者（申込者）役職		
TEL・FAX	TEL ()	FAX ()
Eメールアドレス		

※事務局使用欄（記入しないでください）

【エコワットの貸し出しについて】

--	--

- ・貸し出しの準備が整いしだい、ご担当者様にご連絡しますので、岐阜市地球温暖化対策推進委員会事務局（岐阜市役所 低炭素・資源循環課内）（以下「事務局」という。）に受け取りに来てください。
- ・返却は、予定日までに事務局にご持参ください。
- ・数量に限りがございますので、貸し出し期間、数量など、ご希望に添えない場合があります。
- ・使用の際はエコワットの付属説明書（エコワットの安全上の注意、使用上の注意等）をよく読んでご使用ください。誤った使い方をすると感電・火災・故障の原因になります。
- ・エコワットの使用により生じた各種損害について、岐阜市地球温暖化対策推進委員会は一切責任を負いません。
- ・破損・故障など、エコワットに不具合が生じた場合は、返却時に使用状況を事務局にご報告ください。

【エコワット使用上の注意事項(主なもの)】

- ・交流 100V 以外での使用禁止、定格 1200W を超えた使用の禁止（電子レンジ、ホットプレートなど）
- ・定格内であっても、オイルヒーター、エアコンなど、壁のコンセントから直接電源をとることが推奨された機器に使用しないでください。（詳しくは各機器の取扱説明書をご確認ください。）
- ・電化製品のプラグは確実に根元まで差し込んでください。
- ・水にぬらさないでください。ぬれた手でさわらないでください。
- ・エコワットが熱くなるなど異常があればすぐプラグを抜き、使用をやめてください。

〔お申し込み・お問い合わせ〕

岐阜市地球温暖化対策推進委員会事務局〔岐阜市役所 低炭素・資源循環課内〕
〒500-8720 岐阜市神田町 1-11（岐阜市役所南庁舎 4 階） TEL058-214-2149（直通） FAX058-264-7119
E-MAIL tanso-sigen@city.gifu.gifu.jp

エコワット等 亡失・故障報告書

平成 年 月 日

岐阜市地球温暖化対策推進委員会
委員長 長谷川典彦 様

住所又は所在地

氏名又は名称

貴委員会から借用したエコワット等について、亡失又は故障しましたので、以下のとおり報告します。

借用年月日	平成 年 月 日	借用したエコワットの総数	個
返却予定日	平成 年 月 日		

亡失・故障したエコワット等の数量	エコワット本体		付属説明書	
	亡失数量	故障数量	亡失数量	損傷数量
亡失・故障時の状況	注) 亡失・故障に至った経緯をできるだけ詳細に書いてください。			